

1. 平成23年10月1日より最低賃金が変わります。東京は837円（全国平均は737円）

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。毎年10月頃、47都道府県ごとに今年度の最低賃金が決まります。近年、生活保護との逆転現象などから大幅な引き上げが見られる地域別最低賃金額の改定ですが、すべての地方最低賃金審議会にて改定後の地域別最低賃金額が決まりました。

【平成23年度地域別最低賃金額答申状況のポイント】

- ①改定額の全国平均額は737円(昨年度730円)。
- ②改定額は、645円(岩手県、高知県、沖縄県)～837円(東京都)、すべての都道府県で1円～18円引き上げられた。
- ③地域別最低賃金額が生活保護水準と逆転していた9都道府県(北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島)のうち、埼玉、東京、京都、大阪、兵庫、広島の6都府県で逆転を解消。

また、次の賃金は最低賃金額には算入されません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金
- (3) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (4) 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(残業手当等)

なお、一部の業種については別に定める特定(産業別)最低賃金が適用されます。会社は発効日以降、この最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。時給換算して最低賃金額に達していない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。対象労働者は、正社員だけでなく、臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者となりますので、最低賃金ラインを下回って賃金設定している労働者に対しては、時給の見直しをするなどの対策が急務です。

地域	最低賃金額(円)
全国平均	737 (730)
東京	837 (821)
神奈川	836 (818)
千葉	748 (744)
埼玉	759 (750)

※ ()は昨年度の最低賃金額
※発効日(施行日) H23.10.1

2. 仕事の秋のとき ～長時間労働と医師の面接指導の義務について～

秋といえば、読書の秋、食欲の秋、スポーツの秋等々、様々ですが、今年の秋は、夏に多く休んだ分「仕事の秋」という方も多いのではないのでしょうか。そうすると、少し気になるのが労働時間の問題。ウチは変形労働時間制に変えたから大丈夫・・・などと安心していても、思わぬ落とし穴にはまるかもしれません。労働時間は賃金だけでは語れないのです。

労働安全衛生法(安衛法)には、長時間にわたる時間外労働を行なった労働者に対する医師による面接指導が義務付けられています。具体的には、週40時間を超える労働が100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を実施しなければなりません。この場合の時間計算方法は、賃金計算の時と異なり、『1か月の総労働時間数 - (1か月の総暦日数 ÷ 7) × 40』の算式で計算します。

1か月の総労働時間数とは、1か月間の実労働時間を指します。つまり、変形労働時間制やみなし労働時間制を採っていても、計算方法は変わらず、また、所定だけではなく、所定外、休日も含めることになります。さらに、労基法上の管理監督者であっても、除外はできません。

制度上は、医師の面接は労働者からの申し出によりますが、月当たり100時間超の時間外労働が、知らずにそうなっていたり、対策をとっていない場合がもっと深刻な問題です。日頃から、労働者の健康管理も踏まえた労働時間管理を行なうとともに、このような制度の周知もしておきたいものです。



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-33-7-701
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

9/25まで上野博物館でやっていた「空海展」に駆け込みでいきました。来場者がとにかく多かったけど、北大路欣也の解説テープで展示物を十分堪能しました。「弘法も筆の誤り」というくらい、書に長けていた空海の直筆の字はそれは美しい。しかも10mくらいの巻物も、全くミスがない。字で内容の素晴らしさや性格や頭の良さなども伝わってくるようです。字は丁寧に書くよう努めようと思う反面、パソコンと修正テープのある時代でよかったなと安心も…。(秋山)